

令和7年

第1回中央広域環境施設組合議会
定例会会議録

令和7年3月27日 開会
令和7年3月27日 閉会

中央広域環境施設組合

令和7年第1回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 令和7年3月27日(木曜日)

招集場所 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 16名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 枝 澤 幹 太 | 2番 | 栞 原 五 男 |
| 3番 | 原 田 由 一 | 5番 | 岡 田 光 男 |
| 7番 | 北 川 麦 | 8番 | 笠 井 安 之 |
| 9番 | 三 浦 三 一 | 10番 | 木 村 松 雄 |
| 11番 | 松 村 幸 治 | 12番 | 藤 本 功 男 |
| 13番 | 後 藤 修 | 14番 | 北 上 正 弘 |
| 15番 | 水 口 昭 彦 | 16番 | 奥 尾 周 二 |
| 17番 | 坂 東 泰 幸 | 18番 | 鈴 木 幸 三 |

欠席議員 4番 細 井 英 輔 6番 山 添 純 二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|-------------|---------|
| 管 理 者 | 町 田 寿 人 | 副 管 理 者 | 原 井 敬 |
| 副 管 理 者 | 玉 井 孝 治 | 副 管 理 者 | 松 田 卓 男 |
| 会 計 管 理 者 | 清 田 美 恵 子 | 施 設 整 備 局 長 | 伊 坂 典 恭 |
| 総 務 局 長 | 曾 我 部 勉 | 総 務 課 長 | 角 野 芳 正 |

職務のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|---------|---------------|-----------|
| 業 務 課 課 長 補 佐 | 高 岡 寛 之 | 業 務 課 課 長 補 佐 | 渡 辺 大 輔 |
| 施 設 整 備 課 課 長 補 佐 | 福 家 晴 生 | 総 務 課 課 長 補 佐 | 小 松 真 一 郎 |
| 施 設 整 備 課 主 査 | 上 原 肇 | 総 務 課 主 任 | 東 根 弘 憲 |

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第4 議第3号 中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第4号 中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第5号 中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第6号 令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議第7号 令和7年度中央広域環境施設組合一般会計予算について
- 日程第9 議第8号 監査委員の選任について
- 追加日程第1 議提第1号 中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

午前10時00分 開会

○議長（枝澤幹太君）

おはようございます。本日は、令和7年第1回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。したがって、令和7年第1回中央広域環境施設組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。はじめに報告事項を申し上げます。本日の定例会に細井英輔議員、山添純二議員から欠席する旨、届け出がありましたのでご報告いたします。ご了承ください。

これより、本日の日程に入ります。本日の日程は、お手元に配布いたしましたとおりでございます。ご了承を願います。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、9番三浦三一君、15番水口昭彦君の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。これより審議にはいります。管理者よりあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○管理者（町田寿人君）

皆様、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、令和7年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃は組合運営等々におきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに重ねてお礼を申し上げます。これよりは着座にて提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに中央広域環境センターにおける昨年の運営状況について報告をさせていただきます。昨年1年間のごみ搬入量は2万7,543トンで前年に比べ492トンの減少となりました。これは構成市町における人口の減少やごみ減量化の取り組み等がごみ搬入量の減少の主な要因だと考えております。構成市町におかれましては引き続きごみ減量化の取り組みや啓発活動を推進していただけるようご協力をよろしくお願いいたします。組合といたしましても今後も周辺環境に十分配慮し安全安心な施設運営に努めますとともに、閉炉に向けた作業も行いながら効率的な施設の稼働を心掛けて参りたいと考えております。

次に積替保管施設整備事業についてでございますが、本年の7月中旬頃から積替保管のうえ県外に搬出できるよう改造工事などを順次作業を進めているところであります。また、積替保管施設として使用する期間につきましても臭気調査及び水質調査など必要な環境調査を実施し、周辺住民の皆様には毎年開催しております環境調査結果説明会において説明させていただきたいと考えております。

次に新ごみ処理施設整備事業についてでございます。2月4日、1市2町の組合議員で構成する新ごみ処理施設に関する協議会におきまして、新ごみ処理施設の処理方式を国のカーボンニュートラルの方向性も含めた社会情勢にも則し、将来性を見据えた方式とするため好気性発酵乾燥方式+固形燃料化から好気性発酵乾燥方式+ケミカル/マテリアルリサイクルに変更を決定したところでございます。また、新ごみ処理施設の建設予定地周辺住民の皆様に対しましては、2月から説明会を開催し本日までに6自治会で説明会を行いこの日曜日に残る1自治会に説明会を開催する予定でございます。積替保管施設並びに新ごみ処理施設整備事業はごみを安全で安定的かつ継続的に処理するために、なくてはならない事業でありますので周辺住民の皆様はもとより、組合構成市町の住民の皆様にも丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。今後におきましても、組合議員各位におかれましては改めて格別のご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、提案理由についてご説明を申し上げます。今定例会に提出しております案件は条例の一部改正等が4件、令和6年度一般会計補正予算（第4号）と令和7年度一般会計予算案件が2件、それから監査委員の選任の計7件

でございます。

最初に、議第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議第3号、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第4号、中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定及び、議第5号、中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第6号、令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第4号）については、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費、繰越明許費を定めるものでございます。

次に、議第7号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ24億7,559万9千円とするものでございます。歳入の主なものとしましては負担金が19億4,637万2千円。前年度当初予算より5,361万2千円の増額でございます。繰入金が4億6,397万7千円。前年度当初予算より4億6,188万8千円の増額でございます。歳出の主なものとしましては、総務費で9,588万4千円。人件費などの増加によりまして、前年度当初予算より225万3千円の増額でございます。衛生費が23億6,746万5千円。前年度当初予算より5億2,118万8千円の増額でございます。予算の執行にあたりましては、各事業ごとに十分精査を行い予算執行して参りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、議第8号につきましては識見を有する監査委員の辞職に伴い、新たに選任をお願いするものでございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては議事の進行に伴い、逐次説明を申し上げて参りたいと思います。

今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので、十分ご審議の上、すべて原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第3、議第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（枝澤幹太君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてご説明申し上げます。議案書の議第2号をお願いいたします。これは刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例及び中央広域環境施設組合個人情報保護審査会条例の一部改正を行うものでございます。懲役及び禁錮の表現が廃止され、これらに代えて拘禁刑に改める等の改正を行う必要が生じたためでございます。施行日は令和7年6月1日でございます。

以上、議第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第4、議第3号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（枝澤幹太君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第3号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の議第3号をお願いいたします。これは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正するものでございます。次のページをご覧ください。中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例についてでございますが、給料表の改定を行い、給料表の3級以上の各級において、一部の号給を統合した給料表に改正するものでございます。諸手当の改正につきましては、扶養手当の見直し及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大でございます。社会状況の変化と子を有する職員に対する生計費の補填を充実させる

ため、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万円から1万3千円への引き上げを、それぞれ2年間かけて実施するものでございます。また、災害への対処やその他緊急時などの勤務事態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもので、現行では、午前0時から午前5時までとなっている支給対象時間帯を午後10時から午前5時までとするものでございます。中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてでございますが、中央広域環境施設組合職員と同様に、再任用職員へ住居手当を支給するものでございます。施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上、議第3号中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例及び中央広域環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第5、議第4号中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（枝澤幹太君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第4号中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案書の議第4号をお願いいたします。これは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。次のページをご覧ください。主な内容といたしましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、時間外労働の免除対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子がある職員から小学校就学前の始期に達するまでの子がある職員に拡大します。また、任命権者は、仕事と介護との両立支援制度を利用しやすくするための周知などの措置を講じなければならないこととするよう所要の改正を行うものでございます。施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上、議第4号中央広域環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第6、議第5号中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（枝澤幹太君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第5号中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案書の議第5号をお願いいたします。これは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上、議第5号中央広域環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第7、議第6号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（枝澤幹太君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第6号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算書第4号の1ページをご覧ください。令和6年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによるものでございます。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第1表、繰越明許費によるものでございます。

2ページをご覧ください。第1表、繰越明許費でございますが3款、衛生費、1項、清掃費、事業名・焼却処理停止後残留廃棄物処理事業3,718万円。同款、同項、事業名・積替保管施設整備事業1億3,080万円。同款、同項、事業名・新ごみ処理施設整備事業2,218万7千円を翌年度へ繰り越して使用することができる経費の上限として設定するものでございます。内訳といたしまして、残留廃棄物分析業務2,816万円。残留廃棄物処理事業者抽出業務495万円。閉炉準備作業費用の調査業務407万円。積替保管施設改造工事8,780万円。運搬車両確保負担金4,300万円。新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援業務2,218万7千円。合計1億9,016万7千円でございます。

以上で議第6号令和6年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第8、議第7号令和7年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（角野芳正君）

議長、角野総務課長。

○議長（枝澤幹太君）

角野総務課長。

○総務課長（角野芳正君）

議第7号令和7年度中央広域環境施設組合一般会計予算についてご説明申し上げます。令和7年度中央広域環境施設組合一般会計予算書の1ページをお願いいたします。令和7年度中央広域環境施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億7,559万9千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算

の歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、分担金及び負担金19億4,637万2千円。2款、使用料及び手数料、1項、手数料5,735万6千円。3款、財産収入、1項、財産運用収入71万6千円。4款、繰入金、1項、基金繰入金4億6,397万7千円。5款、繰越金、1項、繰越金100万円。6款、諸収入、1項、預金利子1万円。同款、2項、雑入83万5千円。7款、国庫支出金、1項、国庫補助金533万3千円。歳入合計24億7,559万9千円でございます。

続いて歳出でございます。1款、議会費、1項、議会費36万7千円。2款総務費、1項、総務管理費9,548万1千円。同款、2項、監査委員費40万3千円。3款、衛生費、1項、清掃費23億6,746万5千円。4款、公債費、1項、公債費16万7千円。5款、諸支出金、1項、基金費71万6千円。6款、予備費、1項、予備費1,100万円。歳出合計24億7,559万9千円でございます。

続きまして、予算の内訳をご説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。まず歳入でございます。1款1項1目、負担金、本年度予算額19億4,637万2千円。前年度予算額18億9,276万円。5,361万2千円の増額でございます。当組合を運営するに当たりまして、構成2市2町にご負担をお願いしております市町負担金でございます。構成市町ごとの負担額は、11ページの説明欄にございますとおり吉野川市2億8,827万8千円、阿波市9億9,561万5千円、板野町3億6,062万3千円、上板町3億185万6千円でございます。2款1項1目、衛生手数料、本年度予算額5,735万6千円。前年度予算額5,668万3千円。67万3千円の増額でございます。これは、許可業者から納入いただいておりますごみ処理手数料で、搬入量1トン当たりの単価は6,600円でございます。3款1項1目、利子及び配当金、本年度予算額71万6千円。前年度予算額と同額でございます。基金の利子でございます。4款1項1目、財政調整基金繰入金、本年度予算額0円。前年度予算額208万9千円。208万9千円の減額でございます。これは災害復旧事業債を令和6年度に繰り上げ償還をしたことによるものでございます。同款同項2目、一般廃棄物処理施設整備基金繰入金、本年度予算額4億6,397万7千円。前年度予算額0円。4億6,397万7千円の増額でございます。これは焼却処理停止後残留廃棄物等処理委託料の財源とするために、一般廃棄物処理施設整備基金から繰り入れるものでございます。5款1項1目、繰越金。本年度、前年度予算額ともに100万円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。6款1項1目、預金利子、本年度予算額1万円。前年度予算額と同額でございます。同款2項1目、雑入、本年度予算額83万5千円。前年度予算額104万2千円。20万7千円の減額でございます。主なものは説明欄にございますように、ごみを処理した後に

発生するスラグなどの副産物売払収入50万円などがございます。7款1項1目、衛生費国庫補助金。本年度予算額533万3千円。これは循環型社会形成推進交付金で新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務委託料の3分の1でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。1款1項1目、議会費、本年度予算額36万7千円。前年度予算額42万円。5万3千円の減額でございます。内容につきましては、組合議員皆様方の報酬などがございます。続きまして総務費でございます。2款1項1目、一般管理費、本年度予算額9,548万1千円。前年度予算額9,322万8千円。225万3千円の増額でございます。1節、報酬801万3千円。管理者、副管理者、公害防止審査委員会委員など特別職の報酬に加え、会計年度任用職員である事務補助員、電気主任技術者、事業推進員3名分の報酬を計上しております。2節、給料1,862万7千円。組合職員4名分の給料でございます。3節、職員手当等1,473万円。組合職員の各種手当でございます。4節、共済費814万7千円。職員共済組合負担金、会計年度任用職員社会保険料などがございます。7節、報償費6万円。小学生を対象とした、環境美化啓発の標語応募者への記念品代でございます。8節、旅費35万6千円。職員研修などに参加するための普通旅費と監査事務研修に職員1名が、随行するための特別旅費でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。またパートタイム会計年度任用職員の通勤手当について、費用弁償で3名分25万6千円を計上しております。9節、交際費3万円。管理者交際費でございます。10節、需用費187万4千円。事務用品などの消耗品費、例規集加除の印刷製本費などがございます。11節、役務費298万8千円。建物災害保険料などがございます。12節、委託料819万1千円。主なものとしては弁護士委託料66万円。樹木等管理清掃業務委託料578万7千円。合併浄化槽維持管理業務委託料47万6千円などがございます。13節、使用料及び賃借料131万7千円。財務会計システム使用料などがございます。18節、負担金補助及び交付金3,109万4千円。構成市町から派遣いただいております職員の人件費負担金が2,900万5千円のほか、周辺地域活性化交付金200万円などがございます。周辺地域活性化交付金につきましては、1自治会当たり4万円の均等割と1世帯につき500円の世帯割で交付する予定としております。26節、公課費5万4千円。公用車の重量税などがございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。続きまして2款2項1目、監査委員費、本年度予算額40万3千円。内容につきましては、有識権者及び議会選出の監査委員2名の報酬などを計上させていただいております。続きまして衛生費でございます。3款1項1目、塵芥処理費、本年度予算額22億7,

339万9千円。前年度予算額18億543万2千円。4億6,796万7千円の増額でございます。8節、旅費3万4千円。金属水酸化物など各種副産物の処理状況を調査確認するための旅費でございます。10節、需用費3億3,289万円。前年度比で5億9,116万2千円の減額でございます。7月31日までのごみ処理に必要な薬品や付属消耗機材の消耗品費が5,817万円で1億9,012万7千円の減額。燃料費は7,370万6千円で前年度より1億8,264万9千円減額。光熱水費は1億9,907万2千円で前年度より2億1,862万8千円の減額としております。11節、役務費70万8千円。フォークリフト年次検査手数料などでございます。12節、委託料18億1,441万円。前年度から9億3,432万1千円の増額でございます。内訳といたしまして、まず一番上の項目7月31日までの運転委託料として、前年度比1億6,593万5千円減額の8,800万円でございます。次に電気保安管理業務委託料が、前年度と同額の243万1千円。消防設備点検業務委託料も前年度と同額の76万5千円。省エネ法による主要電気機器計測業務委託料も前年度と同額の30万6千円でございます。次に環境調査業務委託料でございますが2,702万7千円で前年度比1,096万7千円の減額でございます。これは調査項目数が減となるためでございます。次に副産物運搬業務委託料でございますが2,008万6千円で1,553万2千円の減額でございます。次に副産物リサイクル処理業務委託料が2,181万5千円で2,342万5千円の減額でございます。次にごみピット底ごみ処理業務委託料は1億3,100万円。現施設の稼働停止後にピット内に残留するごみ処理の委託料でございます。次に一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料649万円。環境省が定めるごみ処理基本計画策定指針に基づき計画を見直すものでございます。次に焼却処理停止後残留廃棄物等処理委託料5億9,850万8千円。稼働停止後に各水槽内に残留した薬液等の処理業務委託料でございます。この委託料の内、4億6,397万7千円につきましては、一般廃棄物処理施設整備基金から繰り入れすることにしております。

20ページ、21ページをお願いいたします。積替保管業務委託料8億6,968万2千円。内訳につきましては積替保管施設運転業務5,299万3千円。ごみ運搬業務4億4,684万7千円。ごみ処理業務3億6,214万2千円。汚水処理委託770万でございます。次に中央広域環境センター維持管理委託料4,800万円。悪臭対策としてごみピット内にある汚水槽の汚水の抜き取り及び、積替保管施設として使用する維持管理費用でございます。13節、使用料及び賃借料47万8千円。利用できないスラグを東部臨海処分場で処理する為の使用料等でございます。14節、工事請負費1億2,486万6千円。積替保管施設に改良する工事費用等でございます。26節、公課費1万3千円。簡易無線電波利用料でございます。続きまして3款1項2目、ごみ処

理施設建設費、本年度予算額9,406万6千円。前年度予算額4,084万5千円。比較としまして5,322万1千円の増額でございます。これは阿波市、板野町、上板町の1市2町で行う新ごみ処理施設の整備に係る費用でございます。7節、報償費7万5千円。8節、旅費10万円。10節、需用費42万4千円。11節、役務費546万円。前年度比508万1千円の増額でございます。これは土地賃借契約時点で対象となる不動産の価格及び賃料水準に変動がある場合、手数料において修正する費用などでございます。12節、委託料4,616万5千円。前年度比4,600万円の増額でございます。内訳としまして、新ごみ処理施設周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査、予測及び影響の分析などを行う、生活環境影響調査業務委託料として1,600万円。この委託料の内、循環型社会形成推進交付金として533万3千円を見込んでおります。続きまして、事業主体者の変更に伴い、区域変更が生じることによる書類作成業務委託料として900万円。補償費時点修正他業務委託料500万円。用地確保に係る許認可申請書類作成業務委託料1,600万円などでございます。13節、使用料及び賃借料41万円。

22ページ、23ページをお願いいたします。18節、負担金補助及び交付金4,143万2千円。構成1市2町、施設整備局職員5人分の派遣職員人件費負担金でございます。続きまして公債費でございます。4款1項2目、利子、本年度予算額16万7千円。一時借入金利子を計上しております。続きまして、諸支出金でございます。5款1項1目、基金費、本年度予算額71万6千円。財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の利子を積み立てるものがございます。続きまして予備費でございます。6款1項1目 予備費、本年度予算額1,100万円。前年度と同額でございます。なお、100万円は2市2町分、1,000万円は吉野川市を除く1市2町分でございます。24ページから29ページは当組合の特別職、一般職の給与費明細書でございます。

30ページ、31ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。積替保管施設整備事業で、限度額35億600万円、当該年度以降の支出予定額は期間が令和7年度から令和9年度までで金額は35億600万円、財源内訳は一般財源35億600万円でございます。

32ページは地方債の現在高の見込に関する調書でございます。令和6年度で繰上償還を行ったことにより、当該年度末現在高見込額は0円となっております。また、予算書の次には、構成市町の負担金算出資料を添付させていただいておりますのでご高覧ください。

以上、議第7号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○議員（坂東泰幸君）

議長、17番坂東。

○議長（枝澤幹太君）

坂東議員。

○議員（坂東泰幸君）

21ページの委託料ですが、新ごみ処理施設敷地に係る区域変更書類作成業務委託料900万。それと新ごみ処理施設用地確保に係る許認可申請書類作成業務委託料ですが、書類の作成だけで900万と1,600万というのは何を根拠に出された数字なんですか。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

議長、伊坂施設整備局長。

○議長（枝澤幹太君）

伊坂施設整備局長。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

まず、新ごみ処理施設敷地に係る区域変更書類作成業務委託料の900万円につきましては建設予定地を1工区、それ以外を2工区として地権者が隣地開発許可を得ておりますが、組合が事業主体となり調整池及び管理道路を含めて1工区として調整池などの適正な管理をするために隣地開発区域を変更する業務となっております。次に新ごみ処理施設用地確保に係る許認可申請書類作成業務委託料につきましては新ごみ処理施設の用地確保に必要な許認可関係申請書類作成と施設整備事業者引き渡し測量データ、造成地完成平面図の写真などを作成する業務となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議員（坂東泰幸君）

議長。

○議長（枝澤幹太君）

坂東議員。

○議員（坂東泰幸君）

我々からすると書類の作成だけでそんなに必要なのかと疑問に思うところがあります。見積書を貰っているのですか。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

議長、伊坂施設整備局長。

○議長（枝澤幹太君）

伊坂施設整備局長。

○施設整備局長（伊坂典恭君）

担当が積算をし、業者から見積書を頂いた上で入札を行い、業者を決定したいと思っております。

○議長（枝澤幹太君）

よろしいでしょうか。

○議員（坂東泰幸君）

はい。

○議長（枝澤幹太君）

他にご質疑はございませんか。

○議員（藤本功男君）

議長、12番藤本。

○議長（枝澤幹太君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

令和7年度の予算の骨格ですけど、吉野川市が8月から脱退されるということで負担金がかかなり増額しています。さらに基金のところでは残留廃棄物処理に整備基金から4億7,000万円を出すということで、資料にある9億3,000万円は実質4億6,000万円になります。財政調整基金は今回触っておりませんが、来年度、再来年度に向けて1市2町の負担金はどう変化していくのかと、基金の残額がどう変わっていくのか教えて頂きたいです。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（枝澤幹太君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

まず基金についてからお答えさせていただきます。今回の議案書に資料として負担金算出資料を付けさせていただきます。そちらの4ページをご覧ください。ここにありますように中央広域環境施設組合では財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の2基金を設置しております。財政調整基金は災害などの不測の事態や年度間の財源不足に備えるものである一方、一般廃棄物処理施設整備基金につきましては一般廃棄物処理施設の建設や解体に要する経費を充てるために設置している基金でございます。これらの基金につきましては、これまで決算剰余金などを積み立ててきたものであり、一般廃棄物処理施設整備基金の令和6年度末現在高は約6億5,600万円で、このうち令和7年度当初予算では4億6,397万7千円を繰入れるものでございます。今後におきましてもこの基金の目的である施設の建設や解体の経費に充てるとともに、決算剰余金などが生じた場合には、後年度の経費に充てるため、積み立ててまいりたいと基金についてはこのように考えております。

また今後の1市2町の負担金についてですが、令和7年度の当初予算につきましては、4月から7月までのサーモセレクト方式による2市2町のごみ処理に係る費用、それと7月中旬以降の積替え保管による1市2町のごみ処理に係る費用に加えて、7月末の焼却処理停止に伴う、先ほどご質問にもございました残留廃棄物処理と新ごみ処理施設整備事業の費用が含まれたものが令和7年度の当初予算となっております。令和8年度につきましては、新ごみ処理施設整備事業を除いた費用では、ごみ処理費用が積替保管による1市2町のごみ処理に係る費用のみとなることや先ほどお話にありました残留廃棄物処理の費用が令和7年度となっておりますので、令和8年度はそれらの費用が減額となる予定です。ですので、新ごみ処理施設整備事業を除いた予算規模は小さくなるものと現時点で見込んでおります。

一方で新ごみ処理整備事業が本格的な工事に着手している予定であることから予算規模は大きくなるものと見込んでおりますが、交付金や地方債もございますし、ごみ処理方式や経費も変わってきますので全体の予算規模としては下がってくると思っております。ただ1市2町の負担金については再度計算してみないと分からないというのが現状です。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（枝澤幹太君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

基金についてですが、これが無くなれば1市2町が一般財源から補填をし、負担金にも関わってくると思います。どちらにしても積替え保管施設の整備事業費が35億ですので、1トン当たり8万4,000円。現状と比較して相当な金額が必要ということでそれに関連して2点目なんですけど、ごみを減らさないことには処理費が掛かりますので、阿波市は来年度ごみ減量化のための予算を確保して頂きました。ごみ減量と言っても中心は市民の力によるところが大きいので、阿波市は市民を中心としたごみ減量化の取り組みへの予算、それからコンポストや電気生ごみ処理機への補助を増額。特にコンポストについては、今までは一定量を市民に1個でしたが今回は2個としていまして、全体的に官民あげてごみ減量化に取り組み、ごみに係る経費を削減しようと動いております。そこで上板町や板野町のごみ減量化に関する取り組みを分かる範囲で教えて頂きたいです。

○副管理者（松田卓男君）

議長。

○議長（枝澤幹太君）

松田副管理者。

○副管理者（松田卓男君）

ご質問にお答えさせていただきます。上板町が取り組んでいるごみ減量化対策として、生ごみ処理容器購入者への補助事業を行っておりますが令和7年度より補助件数や補助上限額の引き上げを予定しておりますので、引き続き町民の皆様にご補助事業をご利用頂けるように広く周知していきたいと考えております。また、町内会の支部の要請により環境啓発の学習会を行っております。生ごみ処理容器の購入に限らず、各家庭で簡単に出来る生ごみの水切りや分別収集の徹底といった広報活動を積極的に行い、意識改革を進めると共にごみの減量化について各市町村の取り組みを調査研究し、上板町に合った方策を採り入れていきたいと考えております。以上です。

○副管理者（玉井孝治君）

議長。

○議長（枝澤幹太君）

玉井副管理者。

○副管理者（玉井孝治君）

板野町長の玉井でございます。私の方から板野町の取り組み状況について申し上げます。1点目は資源ごみの回収を行っております。それについては奨励金制度を実施しており、町内会等の38ある登録団体から出た段ボールや新聞紙をナルト資料株式会社に回収して頂いております。奨励金についても令和6年度まで新聞紙は7円でしたが、令和7年度からは5円引き上げ12円とし取り組みに励んで頂こうと考えております。2点目は令和7年度から生ごみ処理機の購入補助事業につきまして、購入補助金を引き上げさせて頂いております。2万円だったものを3万円に引き上げましたので、広報やケーブルテレビを通じて周知しごみ減量化にご協力頂きたいと考えております。3点目でございますが大型複合ごみ、いわゆる粗大ごみにつきまして持込1点当たり100円を頂いておりますが、その後木材やアルミ等はそれぞれに分別しリサイクルしております。それらの歳入は令和5年度では304万円でした。また、業務はシルバー人材センターに委託しており、ごみを減量化するとともにシルバー人材センターの活性化にも繋がる相乗効果を期待し取り組んでいます。これからも広報誌やケーブルテレビを活用しながら官民一体となつてごみ減量化に取り組んでいきたいと考えております。ちなみに、令和5年度の量は約80トンで当時の処理費は1トン当たり5万4,000円ですので、換算しますと約430万円削減出来たこととなります。皆様のお力を借りながらこれからも削減に努めて参りますのでご理解賜ればと思います。以上です。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（枝澤幹太君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

上板町、板野町の取り組みについてお伺いし、様々な工夫や努力をされているということでした。我々、阿波市も婦人会や消費者協会といった市民の方が中心となつて動いております。議会でも各議員のご理解を得ながらごみ減量化

に取り組み、負担や経費を減らしていきたいと考えております。1市2町が一体となって少しでもごみを減らすことにご理解ご協力頂ければ有難いと思えます。以上です。

○議長（枝澤幹太君）

他にご質疑はございますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

それではお諮りいたします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（枝澤幹太君）

続きまして、日程第9、議第8号監査委員の選任についてを議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（町田寿人君）

議長。

○議長（枝澤幹太君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

それでは、議第8号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。次の者を監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。住所は板野郡上板町鍛冶屋原字妙楽寺8番地5。氏名は森 清。昭和39年5月10日生まれでございます。森氏は令和元年から令和5年まで上板町の監査委員を歴任され、現在も阿北環境整備組合の監査委員として在職され行財政に関する知識は豊富でござい

ます。識見を有する者のうちから選任する監査委員として、適任者であると考えますのでご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま管理者より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。本案に対してご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようですので質疑を打ち切ります。討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認め討論を省略いたします。議第8号監査委員の選任について原案の通り同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって議第8号監査委員の選任についてはこれに同意することに決定いたしました。

議事の都合上、暫時休息いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

(森監査委員 入場着席 午前11時03分)

休息前に引き続き会議を開きます。

ただいま監査委員に森清君が選任されましたのでごあいさつをお願いします。

○監査委員（森清君）

皆様、こんにちは。監査委員として職務を全うさせて頂きたいと思い、その為

にも皆様に日々ご協力いただきながら期間中、精一杯務めてまいりたいと思います。以前は上板町の監査委員を務めておりましたので新たな助言も出来るかと思えます。短い期間ですがよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（枝澤幹太君）

森監査委員、ありがとうございました。

ここで暫時休息いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま笠井議員から追加議案として、お手元に配付のとおり、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてが提出されました。

お諮りいたします。この案件を日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出議案の提案説明を求めます。

○議員（笠井安之君）

議長、8番笠井。

○議長（枝澤幹太君）

笠井議員。

○議員（笠井安之君）

議長の許可をいただきましたので、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明をいたします。提出者は私、笠井安之。賛成議員は原田由一議員、水口昭彦議

員、坂東泰幸議員の3名であります。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されます。また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、項ずれが生じます。これらの法律の改正に伴い、中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正を行います。

以上、議提第1号についての提案説明と致します。議員皆さまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（枝澤幹太君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（枝澤幹太君）

ご異議なしと認めます。よって、議提第1号中央広域環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第1回中央広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時10分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員